

国土審議会 第 18 回計画部会 関係府省庁ヒアリング資料（内閣府）

説明部局 男女共同参画局

- 説明事項 1 男女共同参画基本計画のポイント
2 新たな分野への取組

資料目次

1. 男女共同参画基本計画（第 2 次）のポイント・・・・・・・・・・（ P 1 ）
2. 男女共同参画基本計画（第 2 次）(抜粋)・・・・・・・・・・（ P 2 ～ P 3 ）
3. 地域における女性の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ P 4 ）
4. 防災分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（ P 5 ）

男女共同参画基本計画（第2次）のポイント

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

- ・男女雇用機会均等法を改正。
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差医療についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)(抜粋)

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

【施策の具体的方向】

(2) 防災(災害復興を含む)

国連防災世界会議(平成17年1月)において我が国が「防災協力イニシアティブ」を発表したが、その中に防災分野における社会的性別の視点を明記している。

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災(復興)対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

地域の文化・産業を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、更にはそれを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域の活性化、暮らしの改善を実現する。

地域で実際に地域おこし、まちづくり、観光に携わっている女性は多く、女性が参画した地域づくりの優れた成功事例が見られるようになってきているが、リーダーとして活躍している割合は高くない。このため、地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進する。

【具体的施策】

(2) 防災(災害復興を含む)

防災分野における女性の参画の拡大

- ・防災基本計画に規定した男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請する等、その推進を図る。
- ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

防災の現場における男女共同参画

- ・防災における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。

(内閣府、関係府省)

- ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。

(内閣府、総務省)

- ・地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、男女の参画や災害や防災に関す

る知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。

(内閣府、関係府省)

・災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。

(内閣府、関係府省)

・消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。また、その職業能力の向上についても配慮する。

(警察庁、防衛庁、総務省)

・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に10万人以上にする。(平成16年1.3万人)

(総務省)

国際的な防災協力における男女共同参画等

・「防災協イニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。

(外務省、関係府省)

(3) 地域づくり、まちづくり、観光

地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大

・地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

(内閣府、国土交通省)

学習機会の提供、意識啓発等

・地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を確保する。

(内閣府、文部科学省、国土交通省)

・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成、男女共同参画についての意識啓発を行う。

(内閣府)

・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、コーディネーター等の派遣などによる各地の自主的な取組への支援等を実施する。

(内閣府)

地域におけるネットワークの構築

・男女共同参画の視点も踏まえ、地域おこし、まちづくり、観光に関し、地域活動、NPO活動等のネットワークの構築や、異業種間を含む幅広いスタイルの連携活動を推進する。

(内閣府)

(注)

施策の基本的方向： 平成32年までを見通した、長期的な政策の方向性

具体的施策： 平成22年末までに実施する具体的施策

地域における女性の活躍促進

女性が中心となって活躍している地域づくりの成功事例が多く見られるようになってきているが、リーダーとして活躍している割合は高くない。
地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進することが必要であり、地域社会を活性化の上でも重要である。

女性がリーダーとなって活躍している地域づくりの好事例

「町に文化の風を」まちおこし

(風の会：熊本県)

歴史ある町並みを蘇らすため、メンバーを中心に、ボランティアガイド養成、まちづくりマップ、チャレンジフォーラム、ミニコンサートを開催。

商工会や地域の老若男女を巻き込んで、観光資源をいかした地域づくり、生活者としての女性の視点を活かした地域振興につながっている。



「等身大のチャレンジ」起業支援

(NPO法人びいめ～る企画室：滋賀県)

地域の暮らしに役立つ情報紙の発行や空き店舗利用のコミュニティ・カフェの運営、また、託児付きセミナーの開催など女性のエンパワーメントと地域経済の活性化に努力。

子育て中の主婦たちを対象に、趣味や能力を活かした、自宅ショップ開業セミナーを開催し、人や地域に繋がるビジネススタイルでまちおこしに貢献。



「わがままばあちゃんの宿」村づく

り (萩の会：島根県)

峡谷にある戸数 20 戸の集落で、民宿を開業した元気なおばあちゃんたちが、古代米やブルーベリー栽培などの新機軸を次々打ち出し、村づくりの原動力に。

遊休農地の解消、地域リーダーの育成、農村女性の社会参画促進、観光資源のPR等地域活性化に貢献している。



防災分野における男女共同参画の推進

災害発生時の経験から、被災時に増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する必要がある。

防災分野(災害復興を含む)における男女共同参画の取組の背景

【阪神・淡路大震災時(平成7年1月)】

・震災時に増大した家庭的責任が女性に集中し、女性のストレスやPTSD(*)等が増えた(*心的外傷後ストレス障害)。

「女性のこころとからだ」電話相談(民間・無料)に寄せられた件数(1995年2-6月の計)

	20	30代	40代	50代	60代	合計
幼児虐待	66	37	144	1	8	104
不眠	94	55	38	4	5	305
恐怖感/不安	72	41	12	6	2	162
うつ/うつ再発	5	4	60	3	4	21
体調不順	20	19	137	10	4	104
人間関係のトラブル	56	68	129	2		275

・男女のニーズの違いを把握しない予防、応急、復旧・復興対策が行われた。

【新潟県中越地震時(平成16年10月)】

・被災者女性に比べ、行政・ボランティアともに支援する側に女性の担当者が少ない。

【国連防災世界会議(平成17年1月)における防災協カイニシアティブ(日本政府発表)】

・政策決定への参画、情報へのアクセスなど様々な面で男女格差が存在し、女性は災害時に特に被害を受けやすい。

・したがって、防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う。

【防災基本計画(平成17年7月中央防災会議決定)】

・防災知識の普及、訓練を実施する際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

・青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

・自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画に努めるものとする。

・避難場所について、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。